

名古屋港管理組合公報

平成18年4月14日

(金曜日)

第372号

目次

告 示

○公有水面埋立ての承認	1
○名古屋港管理組合情報公開条例第17条に規定する写しの作成に要する費用の額	2
○利用料金額の承認	3
○港湾施設の使用開始	11
○港湾施設の廃止	11
○名古屋港ポートビルの施設の変更	12
監 査 公 表	
○定期監査の公表	12
○出資団体の監査結果の公表	13
辞 令	
○西村眞ほか	18
議 会 事 項	
○3月定例名古屋港管理組合議会の結果	18
○職員の人事異動	19
監 査 委 員 事 項	
○職員の人事異動	19
雑 報	
○職員の人事異動	20

告 示

名古屋港管理組合告示第20号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき出願のあった名古屋港内の公有水面埋立てについて、次のとおり承認した。

平成18年4月14日

名古屋港港湾管理者

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

- 承認年月日
平成18年4月12日
- 承認を受けた者
所在地 名古屋市港区築地町2番地
名称 国土交通省中部地方整備局
代表者の住所 名古屋市東区榑木町三丁目73番地
代表者の氏名 国土交通省中部地方整備局長 大村 哲夫
- 埋立区域
 - 位置
愛知県海部郡飛島村東浜三丁目1番2、西浜1番2の地先公有水面
 - 区域
次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ昭和48年2月19日付け指令第2434号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.60mより決定）、②の地点と③の地点を結ぶ平成17年7月14日付け指令第1853号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.29mより決定）、③の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ平成14年8月20日付け指令第1854号の承認に係る埋立ての区域と公有水面との境界線（N.P.+2.29mより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ線及び⑥の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
①の地点 名古屋港基準点No.41（北緯35度01分35秒7486・東経136度49分03秒6045（以下「基点」という。））から
79度11分38秒 9.41m の地点
②の地点 ①の地点から 77度16分46秒 370.00m の地点
③の地点 ②の地点から 167度16分46秒 23.00m の地点
④の地点 ③の地点から 257度16分46秒 320.00m の地点
⑤の地点 ④の地点から 167度16分46秒 17.00m の地点
⑥の地点 ⑤の地点から 257度16分46秒 50.00m の地点

(3) 面積

9,360.24㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

愛知県海部郡飛島村東浜三丁目1番2、1番3、1番4、1番6及び同村西浜1番2の地内並びに同村東浜三丁目1番2、同村西浜1番2及び25番2の地先公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊷の地点と㊶の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点	基点から	253度56分25秒	5.40m	の地点
㊷の地点	㊶の地点から	0度04分51秒	30.76m	の地点
㊸の地点	㊷の地点から	77度17分00秒	30.00m	の地点
㊹の地点	㊸の地点から	0度04分51秒	20.65m	の地点
㊺の地点	㊹の地点から	77度17分00秒	117.11m	の地点
㊻の地点	㊺の地点から	347度17分00秒	220.00m	の地点
㊼の地点	㊻の地点から	77度17分00秒	6.20m	の地点
㊽の地点	㊼の地点から	347度17分00秒	60.00m	の地点
㊾の地点	㊽の地点から	77度17分00秒	230.00m	の地点
㊿の地点	㊾の地点から	167度17分00秒	330.12m	の地点
㊶の地点	㊿の地点から	77度16分46秒	20.09m	の地点
㊶の地点	㊶の地点から	167度16分46秒	280.00m	の地点
㊶の地点	㊶の地点から	257度16分46秒	450.00m	の地点
㊶の地点	㊶の地点から	347度16分46秒	280.00m	の地点

(3) 面積

210,660.08㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

名古屋港管理組合告示第21号

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号）第17条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定めた。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

行政文書の種別	区 分	費用の額
文 書 等	複写機により複写したもの（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 80円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 80円
	フロッピーディスク（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジに限る。）に複写したもの	1枚につき 30円
	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき 150円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のもに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものを作成に要する費用の額は、実費とする。

名古屋港管理組合告示第22号

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港水族館の利用料金の額

1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位	入館料
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき	大人 2,000円 小・中学生 1,000円 幼児 500円
	同一人1年間につき	大人 5,000円 小・中学生 2,500円 幼児 1,200円 (以下この項に掲げる入館料を「年間入館料」という。)
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例(昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。)第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき	大人 1,700円 小・中学生 800円

備考

- 1 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 2 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 3 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 4 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。

2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料（1人1回につき）		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,800円 (1,600円)	800円	400円
	100人以上の団体	1,600円 (1,400円)	700円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,530円 (1,360円)	640円	
	100人以上の団体	1,360円 (1,190円)	560円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

名古屋港管理組合告示第23号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

名古屋港ポートビルの利用料金の額

1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ

(1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単 位	入場料
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人 300円 小・中学生 200円
	展望室		
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 700円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校・中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

(2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単 位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人 260円 (240円) 小・中学生 160円	大人 250円 (220円) 小・中学生 150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人 580円 (490円) 小・中学生 280円	大人 550円 (430円) 小・中学生 250円

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利 用 料 金
会議室	A会議室	午 前	5,800円
		午 後	7,100円
		夜 間	9,200円
		全 日	19,000円
	B会議室 C会議室	午 前	6,300円
		午 後	7,700円
		夜 間	10,000円
		全 日	20,700円
	D会議室	午 前	2,500円
		午 後	3,100円
		夜 間	4,000円
		全 日	8,400円
	E会議室	午 前	5,400円
		午 後	6,600円
		夜 間	8,600円
		全 日	17,800円
	F会議室	午 前	2,400円
		午 後	3,000円

		夜間	3,800円
		全日	7,900円
講堂		午前	10,000円
		午後	12,400円
		夜間	15,300円
		全日	28,800円

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

3 附帯設備

区 分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,300円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,500円
	実物反射投影機	1回一式	1,500円
	幻燈機	1回一式	1,500円
金ぴょうぶ		1回一式	1,000円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

4 駐車場

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分ごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券 (11枚つづり) 1,000円 ロ 1時間回数駐車券 (11枚つづり) 2,000円

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場

ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,000円
	屋外	12,000円
その他の駐車場		10,000円

イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場 (一種)	屋内	8,100円
多階建駐車場 (二種)	屋外	9,000円
その他の駐車場 (一種)		6,700円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規

- 定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

名古屋港管理組合告示第24号

名古屋港湾会館（昭和46年名古屋港管理組合条例第6号）
 第5条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日以後の利用
 から適用される名古屋港湾会館の利用料金の額を次のように
 承認した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 松原 武久

名古屋港港湾会館の利用料金の額

1 会議室及びホール

施設の区分	使用区分	使用単位	利用料金（単位円）	
			平日	土曜日、日曜日及 び休日
会議室	第一会議室 第二会議室	午前	3,300	
		午後	4,000	
		夜間	5,300	
		全日	10,000	
	第三会議室	午前	800	
		午後	900	
		夜間	1,300	
		全日	2,300	
	第四会議室	午前	1,800	
		午後	2,500	
夜間		3,000		
全日		6,300		
第五会議室 第六会議室	午前	3,000		
	午後	3,800		
	夜間	4,600		
	全日	9,800		
第七会議室	午前	3,800		
	午後	5,000		
	夜間	6,000		
	全日	12,500		
第八会議室	午前	1,000		
	午後	1,300		
	夜間	1,400		
	全日	3,000		
第九会議室	午前	2,000		
	午後	2,500		
	夜間	3,300		
	全日	6,800		
第十会議室	午前	4,500		
	午後	5,600		
	夜間	7,000		
	全日	14,600		
大会議室	午前	8,200		
	午後	10,100		
	夜間	12,500		
	全日	23,400		

ホール	入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	午 前 午 後 夜 間 全 日 午後9時30分以後1時間	21,300 39,400 48,800 93,100 15,000	27,500 48,800 58,800 115,000 18,100
	入場料等を徴収する場合	午 前 午 後 夜 間 全 日 午後9時30分以後1時間	31,900 59,400 73,100 140,000 22,500	41,300 73,800 88,100 172,500 27,500

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日をいう。
- 3 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。
- 4 大会議室は、三分して使用することができる。この場合の利用料金の額は、使用割合に応じた額とする。
- 5 ホールを午後9時30分以後使用する場合において、使用時間が1時間に満たないとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 附帯設備

附帯設備の区分		使用単位		利用料金 (単位円)	備考		
舞台関係 附属設備	所作台		27枚以上	1回一式	4,000		
			26枚以下	1回一式	2,000		
	その他の 附属設備	平 台		1回1枚		100	
		金びょうぶ		1回1双		1,000	
		銀びょうぶ		1回1双		1,000	
		毛 せん		1回1枚		300	
		大 太 鼓		1回一式		1,000	
		上 敷		1回1枚		300	
		松 羽 目		1回1枚		1,500	
竹 羽 目		1回1枚		1,500			
照明設備	照明 セット	A セット	第1及び第2ボーダーライト一式		6,000	ゼラチンペーパーは、含まない。	
			フットライト一式				
			シーリングスポットライト一式				
			フロントスポットライト下2列一式				
			スポットライト(1キロワット)6個				
			スポットライト(500ワット)6個				
	照明 セット	B セット	第1及び第2ボーダーライト一式		6,600	ゼラチンペーパーは、含まない。	
			フットライト一式				
			フロントスポットライト3列一式				

		シーリングスポットライト一式				
		スポットライト(1キロワット) 12個				
		スポットライト(500ワット) 6個				
		ホリゾントライト上下一式				
	照明器具	クセノンピンスポットライト	1回1台	2,000	ゼラチンペーパーは、含まない。	
		スポットライト	1キロワット	1回1台	400	ゼラチンペーパーは、含まない。
			500ワット	1回1台	200	ゼラチンペーパーは、含まない。
音響関係附属設備	マイクロホン		1回1個	500		
	ワイヤレスマイクロホン		1回1チャンネル	1,500	電池は、含まない。	
	CDプレイヤー		1回1台	800		
	MDデッキ		1回1台	800	ディスクは、含まない。	
	カセットデッキ		1回1台	800	テープは、含まない。	
映写機	16ミリ映写機		1回1組	2,500		
	オーバーヘッドプロジェクター		1回1組	1,500		
ピアノ(フルコンサート)			1回1台	4,000	調律料は、含まない。	
浴室			1回	700		

備考

- 1 1回とは、午前、午後及び夜間(ホールの使用に伴う午後9時30分以後の使用時間を含む。以下同じ。)のそれぞれの区分による使用をいう。
- 2 利用料金の額は、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める額、午前午後及び午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表に定める額に3を乗じて得た額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合の額は、この表に定める額にその額の5割を加算した額とする。

名古屋港管理組合告示第25号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、平成18年4月1日以後の利用から適用される臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位	利用料金	備考		
野球場		昼間	1面につき	1,700円			
		半日	1面につき	1,000円			
		早朝又は薄暮	1面につき	600円			
テニスコート		昼間	1面につき	1,800円			
		半日	1面につき	1,000円			
運動広場		昼間	1面につき	3,400円			
		半日	1面につき	2,000円			
		早朝又は薄暮	1面につき	600円			
ゴルフ場	名港シーサイドグリーン	ゴルフコース	平日	1人1回につき9ホールまで	一般	2,400円	基本料金
						1,600円	上記利用に対する追加9ホール
						2,000円	カート使用料を含み、最初から18ホールを利用する者に限る。
						1,300円	上記利用に対する追加9ホール
					ジュニア(高校生までをいう。)	1,200円	基本料金
						800円	上記利用に対する追加9ホール
			土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)	1人1回につき9ホールまで	一般	3,200円	基本料金
						2,400円	上記利用に対する追加9ホール
						3,000円	カート使用料を含み、最初から18ホールを利用する者に限る。
						2,000円	上記利用に対する追加9ホール
			ジュニア(高校生までをいう。)		1,600円	基本料金	
					1,200円	上記利用に対する追加9ホール	
			回数券(11枚つづり)			1冊	24,000円
		カート(手動式)		1人1台につき9ホールまで	100円		
(富浜コース)	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	8,400円	基本料金	
					2,100円	上記利用に対する追加9ホール	

					4, 200円	9ホール利用(財団法人名古屋港緑地保全協会理事長(以下「理事長」という。)が特に認める場合に限る。)
				ジュニア (18歳未満をいう。)	5, 700円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。)
					3, 600円	9ホール利用(理事長が指定する日時に限る。)
					4, 200円	児童又は生徒の課外活動(学校長が認めたものに限る。)による18ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間(土・日・祝は対象外とする。)カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する。(ただし、学校長の証明書が必要)
					2, 100円	児童又は生徒の課外活動等(学校長が認めたものに限る。)による9ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間(土・日・祝は対象外とする。)カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する。(ただし、学校長の証明書が必要)
	土曜日、日曜日及び休日	1人1回につき18ホールまで	一般	13, 400円	基本料金	
3, 350円				上記利用に対する追加9ホール		
6, 700円				9ホール利用(理事長が特に認めた場合に限る。)		
ジュニア (18歳未満をいう。)			8, 200円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。)		

					4,850円	9ホール利用(理事長の指定する日時に限る。)
	カート (乗用式)		1人1回につき18ホールまで		1,500円	18ホール利用
				750円	上記利用に対する追加9ホール	
				750円	9ホール利用	
駐車場		1台1回につき			500円	
		回数券(7枚つづり)			3,000円	
貸自転車		1台1回につき			200円	利用単位1回は、概ね2時間以内とする。

注1 名港シーサイドグリーンのカートは、9ホールを超える単位の使用料は無料とする。

2 名港シーサイドグリーンの回数券の利用は、平日に利用する場合は、券片1枚につき9ホールまで1人1回利用することができ、土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、券片1枚につき追加料金を納付することにより9ホールまで1人1回利用することができる。

名古屋港管理組合告示第26号

次の港湾施設は、平成18年4月1日から使用を開始した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 ひき船

名称	定係場	船質	総トン数	機関	馬力	推進機
愛鳳丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	192.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 2,574	Z型プロペラ2基
みずほ丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	128.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 1,765	Z型プロペラ2基

名古屋港管理組合告示第27号

次の港湾施設は、平成18年4月1日から廃止した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 ひき船

名称	定係場	船質	総トン数	機関	馬力	推進機
名鳳丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	199.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 2,574	Z型プロペラ2基
さくら丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	160.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 1,765	Z型プロペラ2基
いづみ丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	154.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 1,912	Z型プロペラ2基

名古屋港管理組合告示第28号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成18年4月1日から次のとおり変更した。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

変更前

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目 501 番 1 号	29,700㎡

変更後

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目 501 番 1 号	27,200㎡

監 査 公 表**監査公表第1号**

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表する。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合監査委員 波形 昌洋
同 深谷 憲彦
同 加藤 雄也

1 監査の期間

平成17年11月17日から

平成18年2月17日まで

2 監査の対象及び実施年月日

対 象	実 施 年 月 日
監査委員事務局	平成17年11月17日 平成18年1月16日
議 会 事 務 局	平成17年11月24日 平成18年1月16日
企 画 調 整 室	平成17年11月21日から 11月30日まで 平成18年1月16日
総 務 部	平成17年12月5日から 12月12日まで 平成18年1月16日
港 営 部	平成17年12月22日 平成18年1月13日から 1月24日まで 平成18年2月17日
建 設 部	平成18年1月30日から 2月10日まで 平成18年2月17日

3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

なお、工事については、建設部の工事の内1件を抽出して、社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、これを参考に監査した。

4 監査の結果

事務の執行及び事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意改善を要する指摘事項が見受けられたので、是正改善の措置を講じられるよう要望する。

指摘事項

支出事務

超過勤務手当において、支給不足及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 企画調整室

港営部

建設部

これらのことについては、今後このようなことがないよう確認方法の見直し等是正措置を講じられたい。

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成18年4月14日

名古屋港管理組合監査委員 波形 昌洋

同 深谷 憲彦

同 加藤 雄也

1 監査の対象及び実施年月日

対 象	実 施 年 月 日
財団法人名古屋港埠頭公社	平成17年12月19日 平成18年1月16日

2 監査の範囲

財団法人名古屋港埠頭公社（以下「公社」という。）は、名古屋港における外貨コンテナ埠頭及びカーフェリー埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、名古屋港の機能の強化を図り、もって外国貿易の増進並びに住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的とし、昭和46年10月22日財団法人名古屋フェリー埠頭公社として設立され、その後平成5年2月26日財団法人名古屋港埠頭公社に改組されており、公社の基本財産は20,000,000円（平成17年3月31日現在）で、その全額を名古屋港管理組合が出えんしている。

今回は、主として平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）における出納その他の事務について監査を実施した。

なお、名古屋港管理組合は、平成17年3月31日現在コンテナ埠頭整備資金として12,738,088,931円（無利子分7,267,372,000円、有利子分5,470,716,931円）、フェリー埠頭整備資金として156,400,000円（無利子分52,000,000円、有利子分104,400,000円）を貸し付けている。

3 監査の結果

公社の会計は、コンテナ埠頭事業会計及びフェリー埠頭事業会計の2会計に区分されており、平成16年度におけるそれぞれの収支計算書、損益計算書、貸借対照表は、次表(1)から(6)に示すとおりである。

(1) コンテナ埠頭事業会計収支計算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減
コンテナ埠頭事業収入	1,996,034,000	1,996,074,224	40,224
埠頭貸付料収入	1,837,500,000	1,837,500,000	0
関連事業収入	158,534,000	158,574,224	40,224
事業外収入	296,000	302,272	6,272
雑収入	296,000	302,272	6,272
特別収入	42,600,000	42,631,678	31,678
特別収入	42,600,000	42,631,678	31,678
借入金収入	1,509,376,000	1,510,481,000	1,105,000
長期借入金収入	1,509,376,000	1,510,481,000	1,105,000
合 計	3,548,306,000	3,549,489,174	1,183,174

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	不 用 額
コンテナ埠頭事業費	1,831,448,000	1,780,108,468	51,339,532
事業管理費	707,968,000	692,257,816	15,710,184
維持補修費	50,000,000	22,324,214	27,675,786
引当金	1,073,470,000	1,065,526,438	7,943,562
資産減耗費	10,000	0	10,000
財産取得費	1,329,276,000	1,329,272,892	3,108
建物取得費	41,897,000	41,896,678	322
構築物取得費	655,528,000	655,526,442	1,558
機械及び装置取得費	631,851,000	631,849,772	1,228
事業外支出	233,891,000	231,439,904	2,451,096
雑支出	233,891,000	231,439,904	2,451,096
特別支出	62,127,000	62,102,820	24,180
特別支出	62,127,000	62,102,820	24,180
借入金返済金	1,217,984,000	1,217,983,482	518
長期借入金返済金	1,217,984,000	1,217,983,482	518
予備費	1,000,000	0	1,000,000
予備費	1,000,000	0	1,000,000
合 計	4,675,726,000	4,620,907,566	54,818,434

(2) コンテナ埠頭事業会計損益計算書

(単位：円)

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
コンテナ埠頭事業費	1,510,436,114	コンテナ埠頭事業収入	1,907,875,684
事業管理費	423,648,520	埠頭貸付料収入	1,750,000,000
維持補修費	21,261,156	関連事業収入	157,875,684
引当金	1,065,526,438		
事業外支出	231,439,904	事業外収入	302,272
雑支出	231,439,904	雑収入	302,272
特別支出	62,102,820	特別収入	40,601,598
特別支出	62,102,820	特別収入	40,601,598
当年度純利益 (当年度未処分利益剰余金)	144,800,716		
合計	1,948,779,554	合計	1,948,779,554

(3) コンテナ埠頭事業会計貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	2,296,681,103	流動負債	1,281,803,102
現金及び預金	2,296,050,147	未払金	1,281,129,796
未収金	630,956	預り金	673,306
繰延勘定	5,883,965	固定負債	18,579,562,931
控除対象外消費税額	5,883,965	長期借入金	18,027,062,931
固定資産	16,214,248,961	長期預り金	552,500,000
有形固定資産	14,748,154,374	引当金	45,672,670
建設仮勘定	1,367,863,497	貸倒引当金	38,970,000
無形固定資産	87,018,113	退職給与引当金	6,702,670
投資その他の資産	11,212,977	(負債合計)	19,907,038,703
		欠損金(△)	△ 1,390,224,674
		当年度未処理 欠損金(△)	△ 1,390,224,674
		(当年度純利益)	(144,800,716)
		(資本合計)	△ 1,390,224,674
合計	18,516,814,029	合計	18,516,814,029

(4) フェリー埠頭事業会計収支計算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減
フェリー埠頭事業収入	363,360,000	363,837,540	477,540
埠頭貸付料収入	210,034,000	209,977,591	△ 56,409
関連事業収入	153,326,000	153,859,949	533,949
事業外収入	970,000	910,480	△ 59,520
雑収入	970,000	910,480	△ 59,520
特別収入	10,000	0	△ 10,000
特別収入	10,000	0	△ 10,000
合 計	364,340,000	364,748,020	408,020

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	不 用 額
フェリー埠頭事業費	312,355,000	300,372,156	11,982,844
事業管理費	264,159,000	252,839,108	11,319,892
維持補修費	15,000,000	14,367,113	632,887
引当金	33,186,000	33,165,935	20,065
資産減耗費	10,000	0	10,000
財産取得費	10,600,000	10,395,000	205,000
建物取得費	7,200,000	7,192,500	7,500
構築物取得費	2,800,000	2,700,334	99,666
機械及び装置取得費	600,000	502,166	97,834
事業外支出	7,455,000	7,444,430	10,570
雑支出	7,455,000	7,444,430	10,570
特別支出	10,000	0	10,000
特別支出	10,000	0	10,000
借入金返済金	27,580,000	27,579,861	139
長期借入金返済金	27,580,000	27,579,861	139
予備費	1,000,000	0	1,000,000
予備費	1,000,000	0	1,000,000
合 計	359,000,000	345,791,447	13,208,553